

別 表

子宮がん検診精密検査医療機関登録の要件

1 診療に従事する医師

次のいずれかに該当する子宮がん診療を専門とする医師（常勤・非常勤は問わない）を配置していること。

- (1) 日本産科婦人科学会の専門医
- (2) 栃木県がん対策推進協議会がん検診部会が前号に準ずる技能を有すると認める医師

2 診断機器

コルポスコープが整備されており、コルポスコープに習熟した医師が行うこと。

3 細胞診・病理組織診断

細胞診及び病理組織診断が実施可能であること。ただし、外注でも可とする。

4 記録の報告等

精密検査結果について、市町又は検診実施機関に速やかに報告すること。また、市町又は検診実施機関が実施する追跡調査等に協力すること。

5 研修会、講習会、関連学会等への参加

子宮がん診療に従事する医師に次の研修会等を過去3年間に2回以上受講させていること。ただし、複数の医師がいる場合は医療機関として規定を超えていること。

- (1) 日本産科婦人科学会（総会、関東連合地方部会、栃木地方部会）、日本臨床細胞学会（総会、関東連合地方部会、栃木地方部会、細胞診従事者講習会及び症例検討会を含む）、日本婦人科腫瘍学会、関東連合産科婦人科学会、栃木県がん集検協議会（子宮がん検診従事者研修会）、栃木県産婦人科医会、宇都宮産婦人科医会又は母体保護法指定医師研修会
- (2) 栃木県がん対策推進協議会がん検診部会が前号に準ずるものとして認める研修会等

6 公表

子宮がん検診精密検査医療機関として、公表に同意できること。